

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第111号

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を改正する規則

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則

第1条の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第1項中「収入役」を「会計管理者」に、「吏員」を「職員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、会計室長に事故があるとき、又は会計室長が欠けたときは、会計室次長の職にある出納員が会計管理者の職務を代理する。

第1条第3項中「収入役、会計室長及び会計室次長に共に事故があるとき、又は収入役、会計室長及び会計室次長が共に欠けたときにおける収入役」を「前項の場合において、会計室次長の職にある出納員に事故があるとき、又は当該出納員が欠けたときにおける会計管理者」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項中「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、会計係長に事故があるとき、又は会計係長が欠けたときは、当該区役所（区役所支所を含む。）の区出納員が区会計管理者の職務を代理する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(会計室)